　条件付き一般競争入札（郵便方式）　入札説明書

１　入札参加申込の手続き

(1) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、本入札説明書及び入札公告を熟読の上、入札公告の「６　提出書類一覧　1)入札参加申請者の提出書類等」に記載された書類等一式を提出（郵送）しなければならない。  
提出期間及び提出方法については、「入札公告」による。

(2) 入札参加申請書等は、下記ホームページからダウンロードにより配布する。  
大阪府道路公社（以下、「公社」という。）ホームページ（<https://www.osaka-road.or.jp>）の「入札情報」

(3) 申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(4) 提出期限以降における、申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 配付した書類は、申込書作成以外の目的で使用してはならない。

２　入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、電子メールにより提出すること。  
提出期間及び提出方法については、「入札公告」による。

(2) (1)の質問に対する回答日時及び回答方法については「入札公告」による。  
回答には重要事項等が含まれることがあるため、必ず内容を確認すること。  
なお、回答内容を確認しなかったことによる、入札参加希望者が被った損失について、公社は一切の責めを負わない。

３　入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 入札参加希望者には、入札参加申請書等に基づく入札参加資格の審査結果を、書面により通知する。

(2) 審査の結果、審査項目を全て満たしたもの（以下、「入札参加者」という。）には、書面により「参加資格　有」の通知を行う。

(3) 審査の結果、審査項目を全て満たさないものには、書面により「参加資格　無」の通知を行う。また、「参加資格　無」とした理由についても、併せて、書面により通知を行う。

(4) (2)及び(3)の通知方法については、「入札公告」による。

４　「参加資格の有無」で「無」の通知を受けた者に対する理由説明

(1) 「参加資格の有無」で「無」の通知を受けた者は、公社に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により提出すること。（様式は自由。）  
提出期間及び提出場所等については、「入札公告」による。

(3) 公社は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。  
回答日については、「入札公告」による。

(4) (1)により説明を求めた者が参加資格を有することが明らかとなった場合には、あらためて3(1)の通知を行う。

５　設計図書等の配布

(1) 入札参加者に対して、設計図書等を配布する。

(2) 設計図書等の内容、配布日及び配布方法については、「入札公告」による。

(3) 設計図書等は、本入札の積算及び見積以外の目的で使用してはならない。

６　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問がある場合は、電子メールにより提出すること。  
提出期間及び提出方法については、「入札公告」による。

(2) (1)の質問に対する回答日及び回答方法については、「入札公告」による。  
回答には重要事項等が含まれることがあるため、必ず内容を確認すること。  
回答内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、公社は一切の責めを負わない。  
回答については、公社ホームページの「入札情報」に掲載する。  
質問閲覧に必要なパスワードについては、入札参加者に、設計図書等の配布と併せて郵送する。

７　入札書等の提出（郵送）

(1) 入札書等の提出書類、日時、提出方法等については、「入札公告」による。

(2) 入札書等は書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

(3) 入札金額内訳書等、必要な書類が同封されていない場合は、無効とする。

(4) 入札金額内訳書の設計金額計に記載された価格と入札価格は、一致させること。異なる価格での入札は無効とする。

(5) 入札以後、入札金額内訳書等の変更等は認めない。

８　入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書等の郵送後においても、開札までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合はそれを撤回することができない。

(2) 入札を辞退するときは、入札辞退届を開札までに公社総務チームに持参するか、入札書等到着期限までに届くように、郵送するものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(4) 入札を辞退した者は、当該入札には再度参加することはできない。

９　入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合があるものとする。

(1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留すべきと判断するに足る談合、その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) ４(4)により改めて３(1)の通知を行った場合、必要な見積期間が確保されないと判断したとき。

(4) その他発注者がやむを得ない事由により、入札の執行を保留等とすべきと判断したとき。

10　調査の実施

入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係わる調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

11　入札金額内訳書等の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書及び積算内訳（以下「入札金額内訳書等」という。）を提出すること。

(2) 提出する入札金額内訳書等は、自らの責任で積算したものであること。

(3) 入札金額内訳書等を提出しない者は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加者は入札金額内訳書等の提出にあたり、入札金額内訳書等を検算及び確認の上、入札金額内訳書に検算者の記名・押印を行わなければならない。

(5) 入札金額内訳書の入札価格計に記載された価格と入札金額は一致させること。異なる価格での入札は無効とする。

(6) 入札以後、入札金額内訳書等の変更等は認めない。

(7) 入札金額内訳書等は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(8) 14(4)に規定する再度の入札を行う場合は、入札書に入札金額内訳書等の添付は要しない。

(9) 入札参加者が提出した入札金額内訳書等は、返却しない。

12　入札価格

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 大阪府入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(２)イの規定により入札参加停止１か月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

14　開札の日時、場所及び方法

(1) 開札の日時・場所  
日時は入札公告によるものとし、場所は公社内会議室とする。

(2) 開札の方法  
入札担当の公社職員が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。  
開札の立会いは、入札担当者以外の公社職員が行うものとする。

(3) 開札の傍聴

ア　開札の傍聴を希望する入札参加者は、開札の10分前までに開札場所に集合し、記名押印の上、受付を経たのち、傍聴人として開札を傍聴することができる。

イ　入札参加者から委任を受けた者が傍聴を行う場合は、入札参加者から公社理事長あての委任状を持参すること。

ウ　傍聴は、１入札参加者に付き１名とする。

(4) 入札回数を複数回設定する入札案件では、当初の開札で予定価格の範囲内での入札がない場合、再度の入札を行う。（なお、最低制限価格制度を適用する入札案件では、当初の入札において最低制限価格未満で入札した応札者は失格となるため、再度の入札に参加することはできない。）

ア　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは再度の入札を行う。

イ　再度の入札を行う場合は、公社電子メールアドレス（[honsya@osaka-road.or.jp](mailto:honsya@osaka-road.or.jp)）から、入札参加者から提出された入札参加申込書に記載されたメールアドレス宛、次の事項をメールにより通知する。

①　再度の入札を行う旨

②　再度の入札の入札書の提出期間

③　再度の入札の開札日時

④　当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額

ウ　再度の入札は３回以内とする。

エ　当初の入札において、次に該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

オ　(4)イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、公社は一切の責めを負わない。

15　落札候補者の決定

(1) 開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格を提出した全ての入札参加者に対して、入札価格の低いものを上位として順位を付すこととする。

(2) 入札価格が同額の者が（以下「入札同額者」という。）があるときは、抽選により順位を決定する。

抽選の方法は、まず初めにあみだくじにより入札同額者が落札候補者のくじを引く順番を決定のうえ、その順番でくじを引くこととする。その結果、「落札候補者」と記載したくじを引いた入札同額者を、落札候補者とする。  
なお、入札同額者が当該入札の開札に傍聴人として参加していない場合は、14(2)の規定により開札に立ち会っている公社職員が、その入札同額者に代わり抽選に参加することとする。

(3) 最低制限価格制度を適用する入札案件では、最低制限価格よりも入札金額が下回った応札者は失格とする。

(4) 開札結果及び前項により決定された順位は、事後審査終了後に公表するものとする。公表は、公社において掲示するとともに、公社ホームページの「入札情報」に掲載するものとする。

16　事後審査

(1) 事後審査の内容  
落札候補者から提出された審査資料等により、入札参加資格の有無について事後審査を行う。

(2) 事後審査の方法

ア　開札後速やかに落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨を連絡する。落札候補者は公社の指定する日までに、事後審査資料を公社総務チームに、持参により提出しなければならない。なお、提出がない場合は無効とする。  
事後審査資料は、入札公告による。

イ　落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格があると判断し落札者とした場合は、次順位以降の者の事後審査を行わない。

ウ　事後審査の結果、入札参加資格がないと判断した場合は入札を無効とし、次順位の者を落札候補者として事後審査を行うものとする。本審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(3) 事後審査で、入札参加資格がない旨の事後審査結果通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して３日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までであれば、その公社に理由について、公社に説明を求めることができる。  
説明を求める場合は、事後審査結果不服申立書を、公社総務チームに提出しなければならない 。

17　入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに競争入札心得、入札説明書及び入札公告等において示した条件等に違反した者の入札は無効とする。

なお、公社により参加資格がある旨確認された者であっても、確認後、入札時点において参加資格のない者のした入札は、無効となる。

また、無効の入札を行った者を落札者と決定していた場合には、その決定を取り消す。

18　入札の中断及び入札に関する調査

(1) 明らかに不自然と思われる入札が行われる等、談合の疑いがある場合は、直ちに入札を中断し、入札に関する調査を行うものとする。

(2) 前項の場合、入札参加者は、公社が行う調査に協力すること。

19　落札者の決定方法

事後審査の結果、資格が有効であると確認された者を落札者とする。

20　落札者の公表

(1) 落札者の公表は、落札者が決定した後、速やかに入札等結果調書により公表するものとする。

(2) 公表は公社において掲示するとともに、公社ホームページの「入札情報」に掲載するものとする。

21　連帯保証人

契約の締結に際し、公社が必要と認めた場合は、連帯保証人を要することがある。

22　契約手続き等

(1) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日等は含まない。）に契約書を提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

(2) (1)の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。

(3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次のアから工までのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合。

イ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合。

ウ　公社の入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けた場合。

工　公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合。

(4) (3)の規定により契約を締結しないときは、公社は一切の責めを負わない。

23　契約保証金

(1) 落札者は、契約を締結するにあたり、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と公社が認めた有価証券の提供をもって契約保証金に代えることができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、公社を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を保険会社と締結し、その保険証書を公社に寄託したときは、契約保証金を免除する。

24　実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 交付書類は、申込書作成以外の目的で使用してはならない。

(3) 申込書作成に関する手続についての問い合わせは受け付けるが、工事内容等の問い合わせには関しては、一切受け付けないものとする。

(4) 入札参加申請に虚偽の記載をした者には、大阪府道路公社競争入札等審査要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。  
また、入札参加申請に虚偽の記載を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者と決定していた場合は、その決定を取り消すものとする。

(5) 参加申請書類又は入札書の提出者が無い場合は、本入札は原則として取り止めとする。

(6) 開札後、入札参加資格の審査は、「落札候補者」についてのみ実施する。

(7) 入札参加希望者が提出した書類及び資料は、返却しない。

25　その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札説明書、競争入札心得、仕様書及び契約書（案）を遵守すること。

(3) 入札参加希望者が虚偽の記載をした場合においては、大阪府道路公社競争入札等審査要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

(4) 入札参加希望者は、入札参加申込書を提出した後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに契約担当者にその旨を通知すること。

(5) 本業務は、契約書及び仕様書を遵守のうえ、実施すること。

**入札書等の封かん方法（図解）**

　①　入札用封筒（大きさ自由）

・入札書

・入札金額内訳書の２点を入札用封筒に入れて封かんする

入　札　書

・・・・・・

・・・・・・

・・・・・・

入札金額内訳書

　　　入札用封筒

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 箕面有料道路  料金徴収等業務(R8-R10) |
| 業者名 | ○　○　○ |

封かんした入札用封筒を郵送用封筒に入れる

　②　郵送用封筒（大きさ自由）

　〒５４０－００１２

　　大阪市中央区谷町三丁目１番１８号

　　　　　　　　　（ＮＳ２１ビル４階）

　　大阪府道路公社　総務チーム　行

　　　箕面有料道路　料金徴収等業務(R8-R10)

　　　　　　　　　入札書、入札金額内訳書　在中

切手

※　「入札書」、「入札金額内訳書」は、「入札用封筒（内封筒）」に封かんの上、「郵送用封筒（外封筒）」に入れて、日本郵便の簡易書留郵便又はレターパックプラスで郵送してください。